

三島市 介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和6年6月改正)

令和6年6月

- 1 総合事業訪問介護(介護予防訪問介護相当サービス)サービスコード表
- 2 訪問型サービスA(生活支援サポーター)サービスコード表
- 3 総合事業通所介護(介護予防通所介護相当サービス)サービスコード表
- 4 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

1 A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(総合事業訪問介護)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	※ケアプランが1週に2回を超える程度かつ口の計算において3727単位を超える場合	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		3727単位	日割の場合 ÷ 30.4日	123 単位	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容のサービスである場合	※ケアプラン上に定める提供頻度によって、提供回数の上限を定める	287 単位	1回につき		
A2	2621	訪問型独自サービス23		(2)生活援助が中心である場合	所要時間45分以上の場合	220 単位	220		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割			日割の場合 ÷ 30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容のサービスである場合	3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(2)生活援助が中心である場合	所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	1月につき	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算(1月に1回を限度)				50 単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000 加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1			(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000 加算		
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2				(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000 加算		
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3				(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000 加算		
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4				(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000 加算		
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5				(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000 加算		
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6				(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7				(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000 加算		
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8				(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000 加算		
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9				(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000 加算		
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10				(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000 加算		
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の121/1000 加算					
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の118/1000 加算					
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の100/1000 加算					
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の76/1000 加算					

※ロでは、1カ月ごとにロ(1)とロ(2)の利用回数を足して月の合計回数を算出することとする。ケアプランにおいて1週に1回程度のサービスが必要とされた場合は1カ月の提供可能回数は合計5回までとする。ケアプランにおいて1週に2回程度のサービスが必要とされた場合は1カ月の提供可能回数は合計14回までとするが、うち生活援助の回数は週2回程度(月10回)までの提供とし、週2回を超える程度(月11回以上)の提供は認めない。また、ロの合計が3727単位を超える場合は、月額包括報酬にて算定することとする。

※「同一建物減算」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。

※「介護職員等処遇改善加算」においては、イからホまでにより算定した単位数の合計を所定単位数とする。

※「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

2 A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(訪問型サービスA・有資格者)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1141	訪問型独自サービスⅠ／4	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 988単位	988	1月につき
A2	2141	訪問型独自サービスⅠ／4日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 33単位	33	1日につき
A2	1241	訪問型独自サービスⅡ／4	ロ 訪問型サービス費(独自) 事業対象者・要支援2(週2回程度) 1,973単位	1,973	1月につき
A2	2241	訪問型独自サービスⅡ／4日割	事業対象者・要支援2(週2回程度) 65単位	65	1日につき
A2	2441	訪問型独自サービスⅣ／4	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 225単位 1日の中で全部で4回まで	225	1回につき
A2	2541	訪問型独自サービスⅤ／4	事業対象者・要支援2(週1回程度) 229単位 1日の中で全部で5回まで	229	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業の同一建物で行う場合の減算		
A2	4031	訪問型独自サービス初回加算／4	初回加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数の24/1000 加算		

令和5年度まで「A2 訪問型サービスA・有資格者」を算定する際に用いていたコードについては、令和6年度より「総合事業訪問介護」のコードに移行をお願いいたします。(「A2 訪問型サービスA・有資格者」コードは「総合事業訪問介護」に生活援助単価を含む回数単価が創設されたことに伴い、令和6年度より廃止となりました。)

2 A2 訪問型サービス(独自)サービスコード表(訪問型サービスA・生活支援サポーター)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位	
種類	項目							
A2	2661	訪問型独自サービス/523	イ 1月当たりの回数を定める場合	生活支援	※ケアプラン上に定める提供頻度によって、提供回数の上限を定める 所要時間45分以上の場合 200 単位	200	1回につき	
A2	C258	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/523	高齢者虐待防止措置未実施減算	1月当たりの回数を定める場合	生活援助が中心である場合 所要時間45分以上の場合 2 単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	4041	訪問型独自サービス初回加算/5	ロ 初回加算			200 単位加算	200	1月につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ハ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(I)	所定単位数の245/1000 加算	1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員等処遇改善加算(II)	所定単位数の224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員等処遇改善加算(III)	所定単位数の182/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員等処遇改善加算(IV)	所定単位数の145/1000 加算			
A2	6381	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 1		(5)介護職員等処遇改善加算(V)	(一)介護職員等処遇改善加算(V)(1)		所定単位数の221/1000 加算	
A2	6382	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 2			(二)介護職員等処遇改善加算(V)(2)		所定単位数の208/1000 加算	
A2	6383	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 3			(三)介護職員等処遇改善加算(V)(3)		所定単位数の200/1000 加算	
A2	6384	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 4			(四)介護職員等処遇改善加算(V)(4)		所定単位数の187/1000 加算	
A2	6385	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 5			(五)介護職員等処遇改善加算(V)(5)		所定単位数の184/1000 加算	
A2	6386	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 6			(六)介護職員等処遇改善加算(V)(6)		所定単位数の163/1000 加算	
A2	6387	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 7			(七)介護職員等処遇改善加算(V)(7)		所定単位数の163/1000 加算	
A2	6388	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 8			(八)介護職員等処遇改善加算(V)(8)		所定単位数の158/1000 加算	
A2	6389	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 9			(九)介護職員等処遇改善加算(V)(9)		所定単位数の142/1000 加算	
A2	6390	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 10			(十)介護職員等処遇改善加算(V)(10)		所定単位数の139/1000 加算	
A2	6391	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 11	(十一)介護職員等処遇改善加算(V)(11)		所定単位数の121/1000 加算			
A2	6392	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 12	(十二)介護職員等処遇改善加算(V)(12)		所定単位数の118/1000 加算			
A2	6393	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 13	(十三)介護職員等処遇改善加算(V)(13)		所定単位数の100/1000 加算			
A2	6394	訪問型独自サービス処遇改善加算 V 14	(十四)介護職員等処遇改善加算(V)(14)		所定単位数の76/1000 加算			

※イでは、ケアプランにおいて1週に1回程度のサービスが必要とされた場合は1カ月の提供可能回数は合計5回までとする。ケアプランにおいて1週に2回程度のサービスが必要とされた場合は1カ月の提供可能回数は合計10回までとする。

※「同一建物減算」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。

※「介護職員等処遇改善加算」においては、イからロまでにより算定した単位数の合計を所定単位数とする。

※「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

3 A6 通所型サービス(独自)サービスコード表(総合事業通所介護)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
				事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2			
A6	1111	通所型独自サービス11		事業対象者・要支援1				1,798	1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス11日割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1798 単位	日割の場合	÷	30.4日	59 単位	59	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2					3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3621 単位	日割の場合	÷	30.4日	119 単位	119	1日につき
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで				436 単位	436	1回につき
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで				447 単位	447	1回につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			18 単位減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2				36 単位減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1			4 単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2				4 単位減算	-4	1回につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			18 単位減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2				36 単位減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	÷	30.4日	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1			4 単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2				4 単位減算	-4	1回につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2				752 単位減算	-752	1月につき
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合				94 単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合				47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100 単位加算	100		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240 単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算				50 単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算				200 単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(I)			150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		(2) 口腔機能向上加算(II)			160 単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算				480 単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1			88 単位加算	88	1月につき
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2			事業対象者・要支援2			176 単位加算	176	1月につき
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1		(2) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1			72 単位加算	72	1月につき
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援2			144 単位加算	144	1月につき
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 1		(3) サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1			24 単位加算	24	1月につき
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2			事業対象者・要支援2			48 単位加算	48	1月につき
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)			100 単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算(II)			200 単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I)(6月に1回を限度)			20 単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II)(6月に1回を限度)			5 単位加算	5	1回につき	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算				40 単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	ワ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算(I)			所定単位数の92/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員等処遇改善加算(II)			所定単位数の90/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員等処遇改善加算(III)			所定単位数の80/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員等処遇改善加算(IV)			所定単位数の64/1000 加算			
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算 V 1		(5) 介護職員等処遇改善加算(V)	(一) 介護職員等処遇改善加算(V)(1)			所定単位数の81/1000 加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算 V 2			(二) 介護職員等処遇改善加算(V)(2)			所定単位数の76/1000 加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算 V 3			(三) 介護職員等処遇改善加算(V)(3)			所定単位数の79/1000 加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算 V 4			(四) 介護職員等処遇改善加算(V)(4)			所定単位数の74/1000 加算		
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算 V 5			(五) 介護職員等処遇改善加算(V)(5)			所定単位数の65/1000 加算		
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算 V 6			(六) 介護職員等処遇改善加算(V)(6)			所定単位数の63/1000 加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算 V 7			(七) 介護職員等処遇改善加算(V)(7)			所定単位数の56/1000 加算		
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算 V 8			(八) 介護職員等処遇改善加算(V)(8)			所定単位数の69/1000 加算		
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算 V 9			(九) 介護職員等処遇改善加算(V)(9)			所定単位数の54/1000 加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算 V 10			(十) 介護職員等処遇改善加算(V)(10)			所定単位数の45/1000 加算		
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算 V 11	(十一) 介護職員等処遇改善加算(V)(11)				所定単位数の53/1000 加算			
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算 V 12	(十二) 介護職員等処遇改善加算(V)(12)				所定単位数の43/1000 加算			
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算 V 13	(十三) 介護職員等処遇改善加算(V)(13)				所定単位数の44/1000 加算			
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算 V 14	(十四) 介護職員等処遇改善加算(V)(14)				所定単位数の33/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超		59 単位					41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		3621 単位	事業対象者・要支援2				2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超		119 単位					83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで				436 単位	305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで				447 単位	313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位	
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1			1798 単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠		59 単位					41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		3621 単位	事業対象者・要支援2				2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠		119 単位					83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで				436 単位	305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで				447 単位	313	

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
 ※事業所が送迎を行わない場合については、「A6 1111」「A6 1112」を算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、「A6 1121」「A6 1122」を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。
 ※「介護職員等処遇改善加算」においては、イからラまでにより算定した単位数の合計を所定単位数とする。
 ※「介護職員等処遇改善加算(V)」については、令和7年3月31日まで算定可能。
 ※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

4 AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費	介護予防ケアマネジメントA	442 単位	442
AF	2211	介護予防ケアA高齢者虐待防止措置未実施減算		介護予防ケアマネジメントA	高齢者虐待防止措置未実施減算	4単位減算 438 単位
AF	2113	介護予防ケアマネジメントC	事業対象者・要支援1・2	介護予防ケアマネジメントC	206 単位	206
AF	2213	介護予防ケアC高齢者虐待防止措置未実施減算			介護予防ケアマネジメントC	高齢者虐待防止措置未実施減算
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300 単位加算	300
AF	6141	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300 単位加算	300

1月につき